

## 教育投資がもたらす若年層向け政策の未来

小野 友真

### はじめに

日本の総人口は2007年をピークとして減少に転じた。その後21世紀末まで減少し続けると予想されており、生産年齢人口は既に減少過程に入っている。労働者数の長期的な減少は避けがたいが、それ以上に労働生産性（一人の労働者が生産する財・サービスの量）が高まれば、経済規模の縮小を回避できる。つまり今後の日本の経済成長には、社会全体の生産性の向上が不可欠となる。労働生産性向上に向けた人的投資、そして教育投資が必要である。

しかしながら、少子高齢社会を迎え、財政支出の多くが高齢者向けの社会保障に充てられているという状況にある。教育財政は非常に厳しい局面にあり、若者向けの政策運営は二の次にされているのである。いかに教育投資が社会にとって必要なことであるのかを明らかにしなければならない。

本論文では、教育投資の必要性を論じ、理想的な教育政策の方向性についてみていく。そのなかで、困窮している教育財政の状況についても分析し、日本にとって若者向けの政策運営がいかに足りていないかという点について考察を行う。

### 第1節 教育投資がもたらす経済成長の可能性

#### 1.1 労働生産性向上における教育投資の必要性

日本の総人口は2007年をピークとして減少に転じ、同時に少子高齢社会にも突入している。つまり生産年齢人口は既に減少過程に入っているということである。こうした現状を打開し、更なる経済成長を実現するためにも、労働者一人あたりの生産量の増強、すなわち労働生産性の向上が求められる。高度経済成長期においては工場化、機械化といった面での増強が求められたが、それらはここでいう労働生産性の向上とは意味合いが異なる。2015年現在、労働市場においてサービス業の割合が大幅に増え、こうしたなかで求められているのは「人的な」生産性の向上である。つまり人的投資の増強が必要なのである。

労働生産性向上のために求められる人的投資とは、教育や訓練に投入される費用を指しており、個々人の能力を経済的価値の高いものにするものである。そうした人的投資に関わる根本的な理論として、人的資本理論が挙げられる。人的資本理論では、基本的に個人の実際の稼得はその個人の現在保有する人的資本——親から授かった生まれつきの能力、健康、教育、技術等——によって決定されると考える<sup>1</sup>。そのため、教育投資によって、そうした元々の人的資本、すなわち

---

<sup>1</sup> 白井（1991）p.12.

先天的な生産力をいかにして最大限活用できるのかということが重要となってくる。

労働生産人口減少がすすむ日本にとって、最も必要な人的投資は教育投資である。人的投資の一つである教育投資という概念は、経済学のみならず、社会学そしてもちろん教育学の領域にも関わりを持つ概念である。経済学においては、人間に対する投資をいくら行ったのか、特に教育において一体いくら投資を行ったのか、その結果どのような経済的効果があったのかを考察するための指標である。

果たして本当に教育投資は労働生産性向上に寄与するのか。その答えは、教育投資と経済の確かな関係を見出し、教育投資が労働生産性向上にとって役に立つことを証明できれば得られるだろう。つまり労働生産人口が減少している日本において、人的投資の一つである教育投資が役に立つ可能性があるということである。

## 1.2 教育投資と経済を結ぶ「教育経済学」

教育投資が経済と密接に関わりがある一例として、ここで「教育経済学」という学問分野を挙げる。

教育経済学とは、1960年代の高度経済成長期に「人的資本理論」を中核として誕生し、1970年代に大きく進歩を遂げた学問領域である。登場する以前、ほとんどの経済開発設計者は、人的資源の分析に対して単なる表面的な考慮しか払わない傾向<sup>2</sup>にあった。なぜならば教育投資の経済的な効果は理論上十分に考えられるが、そのための費用はあくまでも「社会的投資」であるとししか見なされなかったからである。学問として登場した当初の主なテーマは（1）経済成長と教育（2）教育による所得再分配<sup>3</sup>である。一般に政府には、税制や社会保障によって富の格差を無くしていこうとする所得再分配の機能が求められているが、教育経済学では人的資本の質を一定に保つ機能を求めた。そうすることで各個人の所得水準が一定に保たれることになり、間接的に貧富の格差を解消しようとしたのである。なお、教育経済学のテーマはその後の時代の変化と共に変容を続けている。

高度経済成長期には、公共支出のあり方、すなわち教育費を社会全体の中で誰が負担していくのかが大きなテーマとなっていた。高度経済成長期は、GDPに占める高等教育費の政府支出が高かったことも影響し、財政的に教育支出に対して「ゆとり」があったが、以後の1970年代後半においては、低成長となった。これによって、家計や政府の支出だけの力によって、より多くの子どもに教育を受けさせる「量的」な教育と、平等で質の高い「質的」な教育水準を保つことが困難になった。

こうした各々の時代に即した教育テーマの解決において、教育経済学は紆余曲折がありながらも確かに存在し、その意義を果たしてきたのである。

教育経済学には課題もある。テーマの様相が時代によって移り変わることや、教育のみに影響

<sup>2</sup> ハービソン・マイヤーズ（1964）pp.13-14.

<sup>3</sup> 小林（1994）p.22.

を与えるような数値的データを探すことが大変難しいことから、教育経済学では多くの課題はいまだに未解決である<sup>4</sup>。例えば「教育の質の向上が、それを受けた児童・生徒、学生の将来の賃金上昇や生活水準の向上に繋がっているのか否か」などの数値的な根拠が不足しており、教育経済学の本質的な課題ともいえる教育による所得再分配機能に関する実証結果には乏しいものがある。今後はデータの収集や解析を行うことが求められている。

しかし、教育と経済が密接に関わりを持っていることは、教育経済学という研究領域が非常に長きにわたって存在していることからみてもとれるし、教育投資が経済成長に何らかの効果をもたらす可能性を完全に否定する根拠はどこにもない。その証拠に教育経済学は2015年現在、労働経済学や公共経済学と結びつき、個人間の所得分配を説明する最も有力な理論を提供する経済学の一領域として定着しており<sup>5</sup>、教育投資の効果が期待されている状況にある。教育投資は必要である。

### 1.3 低下する日本の学力

次に日本の教育の現状をみる。ここではOECDが実施している学習到達度調査（PISA）を用いている。

PISAとは、15歳を対象に義務教育で学んだ知識や技能を実生活で活用する力を評価するテストである。出題は「読解力」「数学的応用力」「科学応用力」の3分野に分かれており、2000年から3年ごとに実施されている。

2012年の結果によると、日本はいずれの分野においても平均を上回っておりトップ10には必ずランクインしている。このことから分かるように、日本の学力が低下してきているとの指摘もあるが、日本の教育水準は決して悲観するほどのものではないことがわかる。

しかしながら、成績が年々落ちてきているという側面は事実であり、何らかの手を講じなければ先進諸国、ひいては中国やインドを筆頭とした急激に経済力を増している途上諸国に先を越され、国際競争力で劣る可能性も考えられる。

より充実した教育投資の実現に向けて、子どもたちの学力の向上に向けた政策を実施する必要がある。

### 1.4 多様化する「教育」

より充実した教育政策に取り組むためにはどうすればよいのか。学力低下への対策は、いわゆる「詰め込み式教育」といった学校内教育での改革に限られてしまうのだろうか。

ここで教育経済学の変遷を辿る。教育経済学は当初、学校教育を主なターゲットとした学問であった。しかし、1.2でも述べたように、教育経済学は時代とともに変化を続け、非常に多様化

---

<sup>4</sup> 小林（1994）p.33.

<sup>5</sup> 白井（1991）p.3.

している。というのも「教育」という言葉が、経済学的にも社会的にも、「学校教育」以外の意味合いを持つようになってきたからである。

2015年現在で「教育」は大きく3つに分けて考えることができる。「就学前教育」「学校教育」「社会人教育」である。「就学前教育」とは、乳幼児期に行う教育プログラムのことであり、能力開発や発達形成がそれにあたる。「学校教育」は、これは一番イメージしやすいと思うが、小学校・中学校・高等学校・大学といった学校機関で行われる教育プログラムのことである。そして「社会人教育」と呼ばれるものは、いわゆる社会人に対する教育プログラムである。学校機関を卒業し、一労働者となって働く者が再び能力開発や人材育成・スキルアップを図ろうとする段階である。

人間はすべての時期を通じて学習し成長していく<sup>6</sup>。そのためどの段階が一番重要であるのか優劣をつけることは難しい。どれも必要な「教育」であろう。

ただし、人的投資に対する収益率という観点でみるならば話は別である。ここでは「就学前教育」、つまり就学前にどのような「教育」を受けてきたのかが、その後の人的投資の観点でも最も効果的で収益性も高くなる。「幼年期に投資された1米ドルの投資効果は、後年になって投資された1米ドルの投資効果より高い」というわけである<sup>7</sup>。人間のさまざまな能力や行動的な特性、またそれと関連の強い神経回路の形成や発達はいずれに最も獲得されやすい敏感な時期があり、それは乳幼児期に集中していることが多い<sup>8</sup>。つまりこうした「学びの基礎」をつくる時期に、有能な保育士や卓越した教育プログラムを享受した子供は、労働生産性の高い人間に育っていく可能性が考えられる。

物心つくまえに受けた教育でその後の労働者としての質に強く影響するとは、なんとも怖い話のように思えるかもしれないが、教育経済学の目指すべき経済成長の実現に向けた人的投資の観点で考えるならば、最も有効な時期と考えられる就学前に投資を行うことも一つの方法であろう。

以上のことからいえるのは、より年齢が早い段階への教育投資を行うことで、より高い経済効果を期待できるということである。そして学力向上に向けた教育政策は、「教育」が多様化している現状を考えると、「学校教育」に限ることはできない。

より小さな子たちを中心とした、若年層への教育投資が、最も理想的な教育投資といえるのではないだろうか。

## 第2節 教育財政の困窮状況と教育の地方分権化

### 2.1 困窮する地方の教育財政

今後の教育政策の方向性を探るためにも、教育投資の現状がどのようなものかを考察する必要がある。そこで教育財政をみていくことにする。

<sup>6</sup> 山野（2015）p.95.

<sup>7</sup> 山野（2015）p.95.

<sup>8</sup> 山野（2015）p.94.

教育財政とは、その名の通り教育に関わる公的財政支出に関わる分野である。国や地方公共団体が教育に関する支出をいくら行っているのかを明らかにすることで、教育経済学の根幹にもあった、所得再分配の機能が果たされているのか否かを見定めることができる。

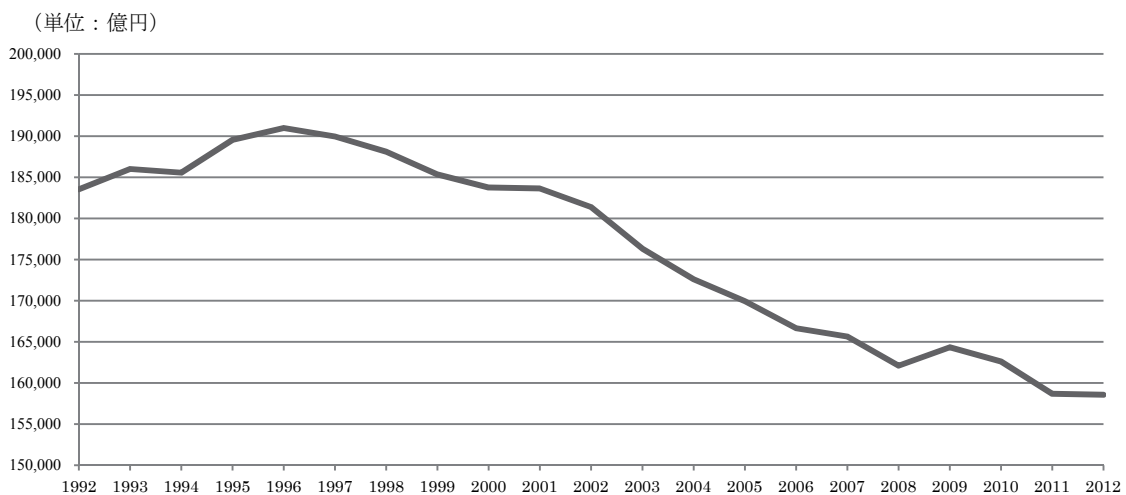
2015年現在、日本の教育財政は困窮している状況にあるといえる。年々教育支出は削減される傾向にあり、地方分権化によって各地方の教育制度にもばらつきがみられるようになった。教育サービスの提供（社会教育も含む）は基本的に地方公共団体あるいは法人・私人が行うもので、義務教育も国の仕事ではなく原則は地方公共団体の仕事である<sup>9</sup>。そのため、教育財政をみていく上では、まず地方レベルでの財政・行政を軸にして考えることが最も望ましい。

### 地方教育財政

都道府県および市区町村には教育行政を担当する教育委員会が設置されている。教育委員会は行政委員会として、他の行政分野から相対的に独立した機関と位置づけられ、地方教育行政法により全国の都道府県、市区町村に必置とされている<sup>10</sup>。ここで審議された教育支出予算は通常、「教育費」とよばれる予算科目で管理されている。

次項の図1は総務省統計局の統計資料を元に作成した、1992年から2012年における地方教育費の推移である。これによると、地方教育費は2002年には18兆円を超えていたが、2003年付近を境に減少をすすみ、2012年には16兆円を下回っている。この背景には、三位一体の改革によって2004年より大幅に削減された国からの義務教育費国庫負担の大幅削減が考えられる（詳しくは後述）。

図1 地方教育費の推移（1992年～2012年）



(出所) 総務省 統計局「財源別地方教育費の推移」より作成。

<sup>9</sup> 本多 (2015) p.77.

<sup>10</sup> 小松 (2013) p.18.

地方財政は、地方税・国庫補助金・地方交付税交付金を主な財源としている。中でも、国庫補助金は教育費に大きく関わる部分である。地方教育費が減少傾向にある中で、国庫補助金の削減が関与していることはほぼ間違いないだろう。

### 地方分権改革

地方財政への手助けともいえる国からの補助金の削減には、地方分権改革の推進が大きく関わっている。これはすなわち、地方行政を自分たちの力でまかなっていく地方自治の動きが強まっていることを意味している。

地方自治は憲法第92条にも定められており、戦後改革から一貫して地方分権は考えられてきた。なかでも特徴的なのが1999年に成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（「地方分権一括法」）、それに続く「三位一体改革」が教育政策に大きな影響を与えた<sup>11</sup>。

こうした一般行政での地方分権改革の流れのなかで、教育分野においてもさまざまな制度変更が行われた。主なものとしては以下の3点を挙げることができる。

- ① 機関委任事務廃止に伴う権限配分の見直し
- ② 教育委員会制度の改革
- ③ 義務教育費国庫負担金の国庫負担比率の変更<sup>12</sup>

まず①については、機関委任事務が地方分権一括法によって廃止され、教育に関する事務も一部が自治事務化されたことを指している。これによって従来は都道府県教育委員会の「認可」が求められていた部分で、各市町村が教育事務を自治的に行うことができるようになった。

次に②については、国や都道府県の行う指導・助言の拘束力が弱まったことを指している。これによって指導・助言が、指導通達などのあり方を見直すことによって必要最小限に限定されるようになった。具体的には、文部大臣、都道府県教育委員会の指導行政について地方教育行政法第48条の規定を「必要な指導、助言または援助を行うものとする」から、「必要な指導、助言または援助を行うことができる<sup>13</sup>」という具合に改正された。

そして③については、三位一体の改革によって、財源の一部が税源を地方に移譲され地方の権限が拡大されたことを指している。これによって、義務教育費の国庫負担比率は2分の1から3分の1へと縮減されるにいたった<sup>14</sup>。

### 三位一体の改革と義務教育費国庫負担金

かつて小泉政権で「国庫補助負担金の改革」「税源移譲」「地方交付税の見直し」の3つの改革

<sup>11</sup> 小松（2013）p.22.

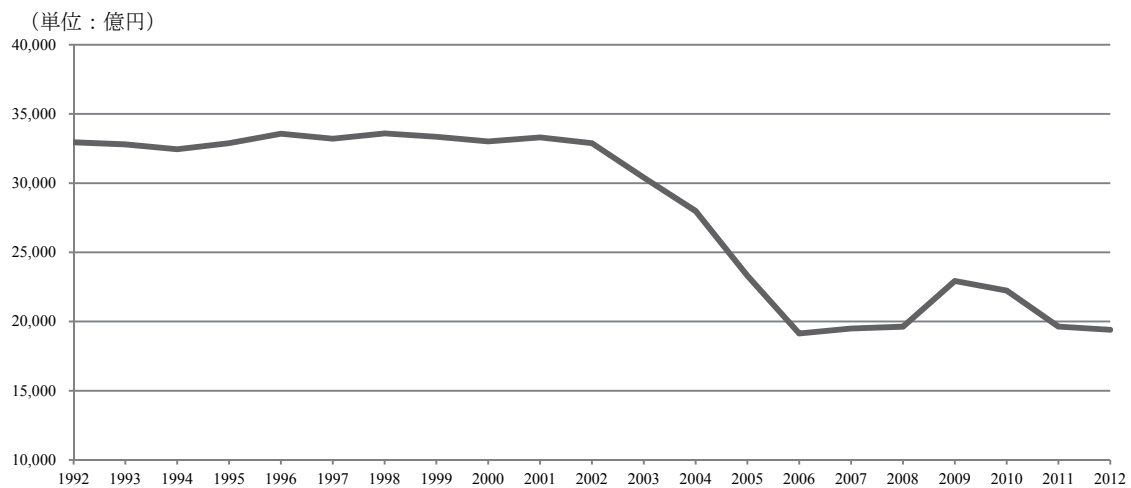
<sup>12</sup> 小松（2013）p.24.

<sup>13</sup> 小松（2013）p.26.

<sup>14</sup> 小松（2013）p.27.

が一体的にすすめられ<sup>15</sup>、これによって国の補助金の削減が行われた。このときに標的となったのが義務教育費国庫負担金であった。その理由として、単独の補助金としてはその額があまりにも大きかったためにターゲットにされたと考えられる。あるいは少子高齢化に伴って今後増加が見込まれる老人医療費は国が負担し、少子化で減少していくであろうと考えられた義務教育費の負担は地方に任せようという判断であったのかもしれない。

図2 地方教育費用に関わる国庫補助金の推移



(出所) 総務省 統計局「財源別地方教育費の推移」より作成。

図2は地方教育費用に関わる国庫補助金の推移である。2002年頃までは3兆円以上を保っていたにも関わらずその後は減少し、2012年には2兆円を下回っている。減少しているなかでも、特に三位一体の改革による2004年付近の減少が著しいことがわかる。

## 2.2 諸外国からわかる教育の地方分権化

地方分権化へと舵をきっている日本であるが、日本の教育財政は困窮している。三位一体の改革に代表される地方分権化は、教育財政にとって望ましいものなのか。ここでは諸外国においてどのような教育行政の体系がとられているのかをみることで、地方分権化の是非を考える。

### アメリカ

教育行政は連邦、州、地方の各政府が担っているものの<sup>16</sup>、連邦政府が行うのは、各学校の成果に基づいて補助金を支給したり、統計的な教育分析を行ったりすることに留まっている。連邦憲法では教育条項は定められていないために、事実上は州が教育に関する権限と責任を有してい

<sup>15</sup> 本多 (2015) p.81.

<sup>16</sup> 小松 (2013) p.207.

ることになる。つまり、アメリカの教育行政は州がその基礎単位となっており、全米で約1万4千ある学区は州の公教育に関する多くを委譲されて<sup>17</sup>、財政的な面では公教育費の半分近くを州が負担している。各学校の評価基準や目標を定めるのも州の役割で、学区に対する州の権限は強まっていると考えられる。その一例として、州は州の定める学力基準に達しない学区の教育行政機能を停止して管理運営の権限を剥奪し、州が直接学区や学校を統制したり、市長に教育行政権限を委ねたりする<sup>18</sup>こともある。

以上のように、アメリカの教育行政は極めて地方分権型であるといえる。教育の権限のほとんどが、最高機関である連邦政府ではなく各州に委譲されており、連邦政府はあくまでも資金提供を評価に基づいて行うという立場に留まっている。

### イギリス（イングランド）

イギリス労働党政権は教育政策を最優先課題としており、政府レベルでの教育改革に努めている。それは1997年に政権を奪還した労働党のブレア首相はすでに「政府の優先課題は3つある。教育、教育、教育である」と1996年の労働党大会で演説していたことからみてもとれる<sup>19</sup>。こうした中で、イギリスの教育政策は公教育の市場化・民営化がすすみ、ニューレイバーの新労働党的な教育改革がすすめられることとなった。

イギリスでは教育大臣の統制の下に地方教区当局が管轄区域にある学校の管理運営を担当している。なお、最高機関である教育科学省は、教育、学術、文化行政の全般にわたって責任を持っている。地方の公費維持学校の設置・管理、教員人事などの統制と責任は基本的に地方教育当局によって担われている。政府の政策的な観点では、全国共通のカリキュラムや全国共通テストの導入によって、その結果を公表し、全国的な教育水準の向上を目指している状態である。一方で地方当局は、教育だけでなく子どもの健康や医療や福祉なども総合的に扱うこととなっている。

イギリスは、大きな政府・福祉国家の姿勢や文化の名残が極めて強く、それは子どもたちの「教育」に関して学校教育のみならず福祉の観点からも同時に取り組んでいこうとする体系にみてもとれる。今後は全国的な規模での学力向上に努めるといった、実力主義の教育政策への取り組みも行っていくようである。これがニューレイバーの教育政策（新自由主義的傾向もみられるが、逆に社会民主主義的な名残も強く残っている形態）である。つまり中央政府あるいは地方当局を過度に重視するのではなく、それぞれの固有の役割を認めながら<sup>20</sup>、という中央と地方とを両立させた形態である。

### フランス

フランスの教育行政は、アメリカやイギリスとは異なり、中央集権的で画一的な教育政策をとっているという色合いが強い。これは19世紀初めのナポレオン帝政下の勅令に基づく帝国大学

---

<sup>17</sup> 小松（2013）p.208.

<sup>18</sup> 小松（2013）p.208.

<sup>19</sup> 小松（2013）p.212.

<sup>20</sup> 小松（2013）p.212.



による公教育の独占<sup>21</sup>に最も代表される。政策的な面では、全国統一の教育目標を目指しており、地方自治体（地域圏・県・市町村）にはそれぞれ国の出先機関である大学区総長、大学区視学官、国民教育視学官が置かれている。

ただし、今後は中央集権から地方分権へと舵を切る動きもある。例えば、教師、生徒、保護者が一体となった新しい教育ビジョンに取り組んでおり、地域レベルでの教育政策に取り組んでいる。ここでは教職員と保護者との対話が重要視されており、2010年に小学校、中学校、高等学校における保護者代表選出のための選挙が全国的に実施された<sup>22</sup>。

全国的なレベルで学校に保護者が参加し、意思決定に関与する方向に向っていることにフランス教育行政の今日の特徴が見出される<sup>23</sup>。フランスの教育行政においても分権化に向けた動きがあるのである。

## ドイツ

ドイツでは地方分権化に向かう政策をとる必要はないようである。なぜならばドイツの教育に対する考え方が元々、最高意思決定権は連邦にではなく州にあるとする考えであり、各州が学校制度や大学制度の分野で独自に教育政策を形成し法律を定めて執行している<sup>24</sup>からである。そして、個人や家庭内では解決できない問題を州が担い、それでも困難な場合は最終的に国家が介入するという形態をとっている。したがって、これから先に地方分権化へと動きを進めるというよりは、地方レベルで解決できない問題をいかに国家が担っていくかという点に焦点が置かれている。つまり地方分権の整備は既に整っているようである。

## 教育の地方分権化

以上の4ヶ国をみてきたが、教育行政の方向は以下の2つに分けられる。

- ① 教育基準達成や学力向上に努めるための、国家レベルでの画一的な政策
- ② 市場化・民営化を推し進めながらの、地方レベルで独自に取り組まれる政策

各国で偏りはありつつも、この①と②の政策のバランスを図りながら政策を決定していると考えられる。そして特徴的なのが、2015年現在においては、②の地方レベルでの政策を実施する体系が非常に重要視されていることである。

では、日本においてはどのように教育行政を運営していけばよいのだろうか。まず、日本は三位一体の改革にみられるような地方分権化を今後も進めていくべきである。その理由として第一に、教育とは生徒・教師という二者間だけで完結するものではないため、家族や地域住民といったより地域レベルでの政策に取り組まなければならない。第二に、国レベルでの目標の達成のため

<sup>21</sup> 小松（2013）p.212.

<sup>22</sup> 小松（2013）p.214.

<sup>23</sup> 小松（2013）p.214.

<sup>24</sup> 小松（2013）p.214.

めの画一的な教育政策は、必ず現場との食い違いを生むはずであるから、教師の質を高めるためにも、教師自身の教育方針や考え方を尊重しながら柔軟な教育を行っていく必要がある。そして第三に、世界各国の教育政策の流れをみていくと、中央集権的に政策運営を行った国は必ず地方分権へと舵を切っていることが分かるからである。

一方で、教育という分野はもともと政府の関与が大きな分野であるが、効率性をどのように担保するか、あるいは向上させるかという問題は、限られた教育資源の配分という観点からも重要である。

したがって今後の日本の教育行政には、地方分権化を推し進めるという制度面での取り組みと、困窮する教育財政を改善するための新しい財源の確保に向けた取り組みという、二つの取り組みが必要となってくる。

## 2.3 地方を支える政府の役割

教育財政において、地方公共団体が根幹を担っていることがわかり、制度面でも地方分権化の動きが世界的に強まっていることがわかった。国の役割は補助金・負担金等を支出し、または地方自治体間の財政力格差が大きくなるように財政調整制度により一定の行政サービスを保障することにある<sup>25</sup>。しかしながら、2.1でも明らかになったように、地方財政の面からみると国からの手助けの機能は年々削減されている。プラスに考えるならば地方分権・地方自治が進んでいるということになるが、マイナスに考えるならば国が地方に対して消極的になっているということにもなる。困窮する教育財政を改善するための新しい財源の確保に向けた取り組みを実現するためにも、地方分権化がすすんでいるとはいえ、中央としての国の役割は重要である。

### 所得再分配機能

教育経済学の目的にもあったように、政府には所得再分配の機能が期待される。具体的には、世帯の所得から税金や社会保険料などを引いて、児童手当や児童扶養手当などの政府からの公的な援助<sup>26</sup>を行うということである。こうした所得再分配政策によって、社会全体で金銭的に余裕のある企業や家計に税金を多めに負担してもらい、逆に余裕のない貧困状態にある家計や個人に政府が給付という形で分配を行うことができる。

### 教育支出の内訳

文部科学省所管一般会計予算の大部分を占めているのが、義務教育費国庫負担金（28.6%）、国立大学法人運営費交付金（20.7%）、科学技術振興費（15.8%）、私学助成関係予算（8.1%）であり、この構造はこれまでほとんど変わっていない<sup>27</sup>。先にも述べた三位一体の改革によって義務教育費の国庫負担比率は2分の1から3分の1へと縮減されたものの、義務教育費国庫負担金

<sup>25</sup> 本多（2015）p.77.

<sup>26</sup> 山野（2015）p.35.

<sup>27</sup> 本多（2015）p.80.

が以後も依然として文部科学予算の重要な位置を占めていることに変わりはないだろう。

### 教育支出の国際比較

政府の教育支出をみた際、経済協力開発機構（OECD）の報告書によると、日本の公的教育支出の GDP に占める比率は比較できるデータのある加盟 31 ヶ国中最低である<sup>28</sup>。国や地方公共団体の予算全体（一般政府総支出）における、教育に費やされる割合も、日本は最低レベルである<sup>29</sup>。日本は少子高齢社会であり、税収も他国と比較すると少ない。日本が他の OECD 加盟国並みの社会保障を維持しているという現状を考えると、財源の多くが社会保障に対するものに使用され、教育に対しては不足しているといわざるを得ない。

教育支出の財源確保については、国庫補助金に依存している面が大きい。教育費は少子化の影響により一見すると縮小傾向に向かうようにも思われるが、教育構造の高度化、教育需要の高度化に伴った改善策が講じられる度に、本来は年々膨張する傾向をもっており、それだけの財政支出の拡大が要求される<sup>30</sup>。今後も国庫補助金を中心とした財源確保に努めることに変わりはないが、財源の拡充・拡大や、ひも付き補助金の導入を図るといった制度上の改革が求められている。

## 2.4 教育財政における財源確保の課題

日本における公教育費は、毎年、国家予算の 10～12%、地方予算の 25～30% を占めているが<sup>31</sup>、上記のように国際比較するとその大きさは十分な規模であるとは言い難い。

学校教育費は義務教育の部分と中等教育の部分とに大別することもできるが、全体の内訳をみると次のようになっている。

- ① 教職員の給与関係費
- ② 校地や校舎に係る施設費、修繕費
- ③ 学校運営に必要な教材費及びその他校具費、維持費（光熱水費を含む）
- ④ 学校徴収金や個人負担の教育費<sup>32</sup>

こうした学校運営に関わる費用が国や地方公共団体に任されていることを考えると、教育支出の財源確保について、新たな財源を考えることも必要となってくるだろう。つまり教育支出の拡大・維持に向けて、教育財源の確保も必要だということである。

日本の教育財政は困窮している。政府は教育財源の歳入不足を歳出削減によって補おうとしているのである。歳出削減に舵を切るのではなく、教育支出にも財源を回せるような動きがあつて

<sup>28</sup> 原田（2013）p.199.

<sup>29</sup> 山野（2015）p.74.

<sup>30</sup> 白石（1978）p.221.

<sup>31</sup> 白石（1978）p.220.

<sup>32</sup> 小川（1991）pp.99-100.

もよいのではないだろうか。

### 第3節 家計部門に支えられる多額の教育費

#### 3.1 公的教育費の不足

次に、教育投資を行うのは国や地方公共団体といった機関だけではなく、親も自分の子どもに対して投資を行っていることに着目する。これは先にも述べた「個人負担の教育費」を意味している。

家庭教育に関わる費用は、塾や教材費等の費用の増加や教育の多様化によって今後ますます増加していくことが考えられる。教育財政の面からいえば、公的教育支出が教育に及ぼす効果を見定めることが鍵となってくるが、家計部門をみていくことも重要である。なぜならば公的支出と家計部門の教育費用負担のバランスをみることによって、公的支出の不足分を明らかにするだけでなく、再分配機能の面から課せられる今後の課題を明らかにすることができるからである。

第2節で明らかになったように公的な教育支出は年々減少している。にもかかわらず今日の教育が保たれているのは、その不足分を家計の教育費で補っているからと考えることができる。

こうした状況下で教育費は増加傾向にあるにもかかわらず、家計所得そのものは困窮しており、さらには所得格差の問題も存在している。本節では、家計部門に頼られる教育費がいかに膨大なものであるかを明らかにし、これからの課題について考察する。

#### 3.2 家計部門に頼る教育費

第2節で明らかになったように日本の公的教育支出は世界的にみて劣っており、子どもの教育に関しては、政府は頼りない存在であるといわざるを得ない状況にある。しかし、子どもの人口や大学進学率の違いを考慮していくと、子ども一人一人にかけられている教育費用は決して低くない(少子化が進んでいるにもかかわらず)。

表1は文部科学省が算出した、子ども一人あたりの大学卒業までにかかる費用である。幼稚園から高校まですべて公立に在籍し大学も国立大学に進学した場合で約1000万円、小中高では公立で幼稚園と大学が私立の場合だと平均約1300万円、すべて私立の場合は平均約2300万円もかかる。これはあくまで子ども一人当たりの金額であり、子供が2人、3人と増えれば、ほぼ2倍、3倍かかることになる。子どもの教育費がいかに各家計を圧迫する存在であるか、金額の大きさをみれば明らかである。

教育費用は高いのに公的支出は劣っているというこうした状況は、家計部門に教育費用の大部分を頼っているということを示しており、公的支出に比べて家計負担の割合が高いという日本の教育支出の特徴を物語っているのである。

表1 子ども一人あたりの大学卒業までにかかる費用

		学習費等総額					合計	
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学		
①	高校まで公立 大学は国立	669,925	1,845,467	1,443,927	1,545,853	平均	4,366,400	9,871,572
						自宅	2,876,000	8,381,172
						下宿	5,332,000	10,837,172
②	すべて公立	669,925	1,845,467	1,443,927	1,545,853	平均	3,920,000	9,425,172
						自宅	2,680,400	8,185,572
						下宿	4,870,000	10,375,172
③	幼稚園と大学は 私立、他は公立	1,625,592	1,845,467	1,443,927	1,545,853	平均	6,239,600	12,700,439
						自宅	5,175,200	11,636,039
						下宿	7,905,600	14,366,439
④	小中学校は公立 他は私立	1,625,592	1,845,467	1,443,927	2,929,077	平均	6,239,600	14,083,663
						自宅	5,175,200	13,019,263
						下宿	7,905,600	15,749,663
⑤	小学校だけ公立	1,625,592	1,845,467	3,709,312	2,929,077	平均	6,239,600	16,349,048
						自宅	5,175,200	15,284,648
						下宿	7,905,600	18,015,048
⑥	すべて公立私立	1,625,592	8,362,451	3,709,312	2,929,077	平均	6,239,600	22,866,032
						自宅	5,175,200	21,801,632
						下宿	7,905,600	24,532,032

(出所) 文部科学省「家計負担の現状と教育投資の水準」。

### 義務教育は無償

周知の通り、初等教育、前期中等教育および後期中等教育（一部の世帯を除く）の授業料は一般的に無償であることが知られている。そのため先に述べたような高額な教育費をみても、政府がすべて賄ってくれるように感じるかもしれない。特に「義務教育なんだから無償で当然」という考えに及ぶ者もいるだろう。確かに憲法 26 条には義務教育の無償が定められており、とりわけ初等教育は無償であると断言することはできるし、義務教育国庫負担金や地方財源によって支えられている。

しかし、憲法で定められているのは「公立小中学校の授業料が掛からないこと」「小中学校（私立も含む）の教科書が無償であること<sup>33</sup>に限定されており、私立の学校に通う子供たちの教育費用や、学校外で教育に関わる費用、たとえば塾の費用や文房具や学用品の備えなど、それらすべて

<sup>33</sup> 山野（2015）p.80.

てをタダで享受できるわけではない。より高度で充実した教育をこどもたちに受けさせるためには、やはり親の家計状況に余裕がなければならないようである。ここにいわゆる親の「教育を受けさせる義務」が発生しており、義務をどの程度の質と量で果たすかは各個人に委ねられているようである。

### 学歴格差

家計部門の教育支出を考察するにあたり、親の所得と子どもの教育年数の関係性をみる。すると、所得が10%上昇すると子供の教育年数が1.5年増加することが分かる。すなわちお金持ちの家庭の子どもほどより高等な教育を受けることができるという「格差」が存在しているのである。国民全員に平等な教育を提供することは、一見すると少子化による子どもの数の減少で容易になっているように思える。しかし公的教育費は十分に教育費用全体をカバーしきれていない。つまりこのデータは、公的教育費の不足分を各家庭の教育費に頼っているために、家庭所得の格差が教育の格差へと繋がりがやすくなっていることを示している。

以上から考えられるのは、いくら学校教育などの公的な支出で教育の平等化やサービスの向上に努めたとしても、家計部門での格差が是正されなければ結局は教育全体の平等化は図れないということである。公的教育費が不足しているという現状と、家計部門における教育費が困窮しているという現状は、一緒に考える必要がある。

### 3.3 高等教育格差の改善と奨学金制度の充実

3.2の表1からもわかるように、高等教育（大学）における教育費は他に比べて特に多い。つまりそれだけ高等教育費は家計部門を苦しめる存在であるということである。多額の教育費が必要なため、お金持ちの子どもほど大学に進学しやすいという問題点もある。

しかし、大学に進学する者たちは100%自分たちのお金で進学するわけではない。政府の補助金もそこには投入されている。具体的にみると、国立大学については、運営費交付金が毎年1兆円以上投入されている。その額は年々1%程度削減されているが、政府財政全体を考えても決して小さな金額ではないことは明らかである。一方で私立大学にも国は私学助成金という支出を行っている。私学助成金の金額は3263億円<sup>34</sup>である。私学助成金は、学生の数が増えなければ投入する金額も増えない仕組みになっているため、少子化の進行によって学生を集められない私立大学は教育の質の低下と共に淘汰されていくことになる。つまり教育の質が政府の助成金の量によって左右されることは考えにくく、むしろ人口の増減という自然現象が大学の数と助成金額を一定の水準に保ち、結果として質は維持され则认为することができる。

高等教育はもちろん義務教育ではない。そのため高等教育にかかる高額な教育費のほとんどは家計部門に頼っているという状況である。政府が取り組むべき課題は、高等教育に対する財源的な教育費の援助ではなく、各家計部門に対しての金銭的な援助である。その理由は、国公立や私

<sup>34</sup> 原田（2013）p.206.

立の違いなど、各家計によって高等教育に対する費用は異なり、それぞれが求める金銭的な量の違いもあるからである。仮に政府が一律平等に教育費を提供したとすれば、それでも足りないと思う人と、逆に多すぎると感じる人が現れてしまうからである。

そこで重要となるのが、奨学金制度の充実である。奨学金制度は家計部門からの申告制によって成り立っている。つまり、家計部門がどの程度の支援を必要としているのかその具体的な様子を伺うのに最適なものである。言い換えるならば、1年間に100万円の手助けを必要としている人もいるだろうし、むしろ1年間に200万円の援助を必要としている人もいるかもしれないので、そういった家計の状況を自ら申告してもらうことで最適な援助を行うことができるというわけである。

### 3.4 子どもの貧困とこれからの課題

各家計に対して、非常に高額な教育費が求められていることがわかり、その質や度合いが、各家計所得のばらつきや格差によってまちまちであり、各家庭の親に委ねられていることが明らかになった。

家計部門に頼ることでいくつかの問題も出てきている。代表的なものとして、2015年現在、子どもの貧困が話題となっている。ここでは各家計の格差が進んだことで、教育どころか生活すらままならない状態の子どもが増えてきていることが問題視されている。

#### 子どもの貧困

子どもの貧困とは、日本において、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）の値以下で暮らす17歳以下のこどもの割合が、国際比較で高くなっていることを指している。2013年の厚生労働省のデータによると、日本の貧困線は122万円であり、貧困線以下の収入で暮らす子どもの割合、すなわち子どもの貧困（17歳以下）の割合は16.3%<sup>35</sup>である。この値は国際的にみても高く、「子どもの貧困大国」アメリカ、スペイン、イタリア<sup>36</sup>と肩を並べる。なお、子どもの貧困が中程度（10%以下）の国は、すべてヨーロッパの国々<sup>37</sup>である。

日本の教育費が家計部門に頼る部分が大きいため、子どもたちが自ら家計を抱えて教育に臨んでいるわけではなかろう。子どもの貧困などの問題は、あくまでも親の所得が困窮しているために、その子どもに間接的に影響が出ているものと考えべきである。

つまり、こうした子どもたちの金銭的な面での解決を図るためには、親の所得格差是正に努めなければならないということである。教育財政の面で見れば、家計所得に対する奨学金や補助金といった公的教育費の投入を行わなければならない。

<sup>35</sup> 厚生労働省平成25年 国民生活基礎調査の概要 p.18.

<sup>36</sup> 山野（2015）p.28.

<sup>37</sup> 山野（2015）p.28.

## 第4節 今後の教育政策のあるべき姿

### 4.1 教育財源の確保に向けて必要なこと

第2節及び第3節において、教育における財政や家計部門の状況は極めて困窮していることがわかった。これから先、ますます増大が考えられる教育費に対してどのように対応していけばよいのだろうか。

公的な教育費、すなわち教育財源が困窮していることによって家計所得の教育費を非常に圧迫している。つまり、教育財源の確保に向けた対策がなされれば、間接的に家計部門での教育費の圧迫も解消されることになる。

2015年現在8%である消費税が、将来的に10%にまで引き上げられるという政府の方針がある。そしてその財源を教育投資へ用いようとする意見もある。つまり、教育投資に向けた教育財源が将来的に拡充される可能性は十分にあるということである。家計部門に教育費用の多くを頼っているという現状を大幅に変えることは難しいかもしれないが、段階的に教育費や奨学金の無償化といった取り組みによって、親の家計に対しての政府からの公的な援助や手助けができる。上記のような新たな財源が必要なのである。

しかしながら、増税や教育投資に対する社会からの反発は大きい。少子高齢社会において最重要とされるのは高齢者向けの社会保障の充実であり、教育に関しては後回しにされる傾向にある。教育投資が、子育てや学校だけでなく、社会全体に利益をもたらすことを国民の共通認識にする必要がある。

### 生涯学習

ここで重要となるのが生涯学習という考え方である。生涯学習とは、生涯にわたって学び続け、人間として発達・成長していくことであり、子どもだけでなく大人にも教育投資を行うということになる。これは、人間の発達の権利を、従来の子ども期中心の学校教育の考え方から、それぞれのライフステージにそった教育・学習活動の必要性にまで広げた考え方である。たとえば、職業従事者の教育や、キャリアアップのための支援、子育てに関する講座、地域環境の改善に関わる学習活動、などもすべて人間の発達・成長に結びつけて考えていこうというわけである（これは第1節1.4における「教育」の多様化の一例でもある）。

社会全体で子供を支え、地域住民等の参画により実施する「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」など地域の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組<sup>38</sup>が行われている。他には、図書館の利用率を上げるための取組や大学の一般開放などが政策としてある。

それらの生涯学習支援に対する政策において、共通している意識がある。それは「学びが人を豊かにする」という意識である。こうした生涯学習に向けた取り組みは、必ず国民の「教育」に

<sup>38</sup> 文部科学省 平成26年度 文部科学白書「生涯学習社会の実現」。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpab201501/detail/1361552.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201501/detail/1361552.htm)



に対する関心を高め、教育投資や教育政策の充実が国にとっていかに重要課題であるかを知ってもらうきっかけとなるだろう。

#### 4.2 「就業前教育」がもたらす経済成長の可能性

では将来的に教育投資を拡充させたとして、どのような部門に投資を行えばいいのか。その答えは第1節1.4において既に述べたとおり、より小さな子たちを中心とした、若年層への教育投資である。

経済成長のために人的投資の効率性を上げなければならないという点において、人口減少の問題、すなわち少子化にどのように対処していくべきであるかという問題が教育投資の根底にある。経済成長とは、簡単にいってしまえばGDPを増加させることである。多くの人は、社会保障費を増やすとGDPにとってマイナスだと思い込んでいるが<sup>39</sup>、それは誤解で、社会保障費を増やしながら経済成長を実現させることは海外での事例をみても不可能ではない(そのためには増税や規制によって財政的に歳入を増やしていく必要があるが)。

社会保障費のなかでも、就学前教育は経済成長にとって特に重要である。保育所の増設、保育士の増員、保育定員の拡大等々<sup>40</sup>といった保育サービスの充実がその代表といえる。そうした保育サービスが充実すれば少子化の対策に直結し、経済成長の妨げとなっている人口減少という根本的原因の解消にもつながるはずである。

#### 幼稚園と保育所

就業前教育を行う機関として最も代表的なのが、幼稚園と保育所である。その違いはいくつかあるが、基本的なものとしては、前者を管轄しているのがいわゆる「学校教育」の考え方を根底に持つ文部科学省であり、後者を管轄しているのが福祉や社会保障の考えを根底に持つ厚生労働省という違いである。さらに、幼稚園は半日で終わる場合が多く専業主婦の家庭が多く利用しているのに対し、保育園は朝から晩まで食事や睡眠を含めたサービス提供を行っているために共働きの家庭の利用者が多いという違いもある。

#### 認定こども園

そんな中、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設<sup>41</sup>として認定こども園という新しい就学前プログラムが登場した。

認定こども園にはいくつかのタイプがあるのだが<sup>42</sup>、ここで注目したいのが幼保連携型である。つまり、従来の幼稚園で培ってきた教育のノウハウと、保育所で培ってきた託児のノウハウを1

<sup>39</sup> 盛山 (2015) p.145.

<sup>40</sup> 盛山 (2015) p.145.

<sup>41</sup> 内閣府 子ども・子育て本部「認定こども園概要」  
<http://www.youho.go.jp/gaiyo.html>

<sup>42</sup> 幼保連携型、幼稚園型、保育園型、地方裁量型。

つにしようというわけだ。別の言い方をすれば、幼稚園では叶うことのなかった長時間の託児サービスと、保育所では叶うことのなかった専門的な幼児教育プログラムの実施を、それぞれがカバーし合えるというわけである。

こうした新しい形の幼児教育が実現に向かっている背景には、従来は文部科学省と厚生労働省にまたがっていた幼児教育に関する二重行政の見直しの動きがあり、将来的には幼稚園・保育所の違いが徐々に薄れていくと考えられている。

就学前教育がいかに労働生産性向上に影響し得るかは第1節1.3で述べた通りである。今後は認定こども園といった、より効率的な保育サービスの提供が増えていけば、少子化・人口減少に対する対策にも役に立つかもしれない。

表2 認定こども園「教員資格」及び「教育・保育の内容」

教員資格
<p>〈幼保連携型〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育教諭を配置。保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育資格を併有。 (ただし、施行から5年間は、一定の経過措置あり。)</li> </ul>
<p>〈その他の認定こども園〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上：幼稚園教諭と保育士資格の両免許・資格の併用が望ましい。</li> <li>・満3歳未満：保育士資格が必要。</li> </ul>
教育・保育の内容
<p>〈幼保連携型、その他の認定こども園〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて教育・保育を実施。 (幼稚園型は幼稚園教育要領、保育所型は保育所保育指針に基づく。)</li> <li>・小学校における教育との円滑な接続。</li> <li>・認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮。</li> </ul> <p>(出所) 内閣府 子ども・子育て本部。</p>

#### 4.3 学校教育における制度的な課題

そして若年層に向けた教育政策のもう一つの柱となるのが学校教育である。

学校教育の財政的な問題は、第2節・第3節で述べた通りであり、制度・財源の両面から地方分権化を推し進め、家計部門への手助けとなる給付制度を整えていく必要があることがわかった。

## 学校教育の歴史

日本の学校教育は高く評価されてきたといつてよい<sup>43</sup>。こうした高い評価は、第二次大戦後の急速な高度経済成長が、明治維新以降に市場経済を形成していく段階で学校教育の整備が十分に整っていたという点にある。つまり、日本は第二次大戦で負った経済的に大きなダメージを、それまでに持っていた学校教育のシステムを上手く使いながら克服することができたというわけである。このように、高度経済成長は学校教育が支えていたという考え方ができることから、学校教育が経済成長に働きかける力は非常に大きいと考えられる。

しかしながら高度経済成長が終わり、21世紀を迎え、多くの学校教育の課題は2つにまとめることができる。一つは、学校教育が経済システムの求める社会統合機能を果たしていない<sup>44</sup>という点である。これは、社会全体で共通の価値観や目標を学校教育によって子どもたちに認識させることができていないことを意味している。逆にかつての戦争教育ではその機能は十分に発揮されていたはずであるが、個人の自由や多様な考え方を重んじる姿勢を重視したために、国民共通の意識は薄れていったものと思われる。

もう一つは、第二次大戦後に急速に拡大し、高度経済成長を支えたとまで評価された高等教育の失敗<sup>45</sup>が挙げられる。これは、高等教育機関が経済成長を支えるための専門的で学問的な情報を提供する機関ではなく、極めて大衆化した機関になってしまったということである。閉ざされた高等教育は問題視されるが、ある程度は専門性に特化した特殊な教育機関としての役割も必要のように思われる。

## 今後の学校教育

国レベルでは地方分権化がすすんでいる。しかしその一方で全国レベルでの価値観の構築や学習意欲の向上に努める必要もある。総合的な学習や道徳教育などの全国レベルでの意識改革が求められる科目の改革や、学力向上に向けた目標設定と全国一斉テストの実施などの取り組みがその一例として挙げられる。つまり、より柔軟な学校教育が求められているなかでも、国民共通の理解や高等教育に代表されるようなより高度な教育も必要で、政府には地方分権化と同時にそれらに対応し得る政策を講じる必要があるということである。

### 4.4 若年層向け政策の必要性

これまで若年層への教育投資がいかに有効であるかを論じてきた。日本の教育財政は困窮している状況にあるが、それでもなんとか財源を確保し、教育投資を拡充させなければならない。

地方では分権改革が進み、それに伴って地方自治における教育政策にも変化をもたらした。その変化とはすなわち、教育政策に対して、国や都道府県からの「命令」の様相が薄れ、より自主的に政策決定を行えるようになったこと、国からの国庫負担の比率が低くなり各自治体が自主的

<sup>43</sup> 神野 (2007) p.87.

<sup>44</sup> 神野 (2007) p.89.

<sup>45</sup> 神野 (2007) p.89.

に財源確保に努めなければならなくなったことである。前者は教育政策を行う地方自治体が、より自由に政策運営に取り組むことができるようになったという点で評価できる。しかしながら後者にはいささか疑問が残る。各地方公共団体はそれぞれ抱える子供の人口が異なり、その税収にも格差がみられる。つまり地方財政間での財政格差である。こうした状況下で国や都道府県からの財政支援が薄れるということは、彼らが所得再分配の機能を担う機関としての役割を十分に果たせていないことを表している。

少子高齢社会に突入した日本では、政府は積極的に教育支出を削減する方向にあるような気がしてならない。三位一体の改革で地方分権の名目の元に地方への教育財源がカットされている現状や、国際比較で日本の教育に対する歳出が少ないことからみてもとれる。

こうした状況は好ましくない。限られた予算の中で国民生活を維持していくこと（政府が所得再分配の機能を果たすこと）を考えると、今後ますます割合が増していく高齢者への社会保障を中心に置いて予算を考えることは必然であるかもしれない。しかしながら、税制改革や教育制度上での改革も同時に進め、政府予算の全体を拡大させることによって、学校教育をはじめとした「教育」への厚みも増していくべきである。教育経済学における人的投資の観点からみても、日本の今後の経済成長を担っていくべき有益な人材は若者、そして子どもたちである。政府には是非とも「教育」に対する重要性に気づいていただきたいものである。

日本は少子高齢社会であるがゆえに、政府の公的サービスの割合が高齢者に偏りがちになっている。政府の政策そのものが高齢者の維持や福祉の運営に足を取られてはいないだろうか。冒頭でも述べたが、経済成長を成し遂げるためには、現役の生産者を対象にした政策を軸にしなければ今後の経済成長は見込めないのではないのだろうか。若者を二の次にした政策運営には未来はない。多様化する「教育」への理解を深め、財政的な問題を克服し、若者の生産者としての質の向上に努めることが今の政府に課せられた責務なのである。

## おわりに

生産年齢人口減少によって経済規模の衰退の危機に立たされている日本にとって、人的投資論の観点から「教育」によってその効率を高めることは極めて重要である。多様化する「教育」に対応すべく、財政や制度を含めた包括的な改革が求められている。

第1節では教育投資がもたらす経済成長の可能性を論じた。第2節では教育財政の縮小を明らかにし、地方分権化の実態を論じた。第3節では家計部門を圧迫する教育費の実態を示し、それによって引き起こされる学力格差や子ども貧困について論じた。そして第4節においては多様化する「教育」の考え方にに基づき、若年層教育の例を挙げて紹介し、若者向けの政策の必要性を論じた。

日本の教育に残された課題は多く、財政的な面でその解決に努めるとするならば、所得格差の是正や高等教育を等しく受けられる環境の整備などが代表的な政策課題となってくるだろう。制度的な面では地方分権化を推し進めつつも国からの支援を上手く利用できる、バランスづくりが

求められている。そして、今日の「教育」の意味合いは多様化してきているため、国民の教育意識を高めるためにも、学校教育のみならず様々な分野での応用が期待されている。いかにして政府が社会全体の教育水準向上に向けた政策を見出すことができるかが今後の課題となる。経済政策の軸を「教育」、そして若年層へと向けることで経済発展の新しい未来を見出すことができるかもしれない。

## 参考文献

- ・小川正人（1996）『教育財政の政策と法制度 一教育財政入門一』耕文社.
- ・小塩隆士・妹尾渉（2003）「日本の教育経済学：実証分析の展望と課題」内閣府 経済社会総合研究所.
- ・本多正人（2015）「教育費と教育財政」勝野正章・藤本典裕『教育行政学』学文社.
- ・小林雅之（1994）「日本における教育経済学の展開」『放送大学研究年報』第12号，放送大学.
- ・小松茂久（2013）『教育行政学 教育ガバナンスの未来図』昭和堂.
- ・白井正敏（1991）『教育経済学』勁草書房.
- ・白石裕市（1978）「教育補助金と国庫負担金」市川昭午・皇晃之・高倉翔『教育経済と教育財政学』共同出版.
- ・神野直彦（2007）『教育再生の条件—経済学的考察』岩波書店.
- ・ハービソン.F.・C.A.マイヤーズ（1964）『経済成長と人間能力の開発』ダイヤモンド社.
- ・原田泰（2013）『若者を見殺しにする日本経済』ちくま新書.
- ・盛山和夫（2015）『社会保障が経済を強くする』光文社.
- ・山野良一（2014）『子どもに貧困を押しつける国・日本』光文社.
- ・横山純一（2010）「地方教育費・教育財政（初等中等教育段階）の現状と課題」『日本教育行政学会年報』第36号.
- ・渡邊智美（2013）「日本の教育経済学の潮流」『横浜国際社会科学研究』第18巻第1・2号,横浜国際社会科学学会.
- ・OECD「2012年PISA調査 平均点（Mean scores in PISA 2012）」  
<http://www.oecd.org/tokyo/statistics/>
- ・厚生労働省 平成25年「国民生活基礎調査の概況」  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/03.pdf>
- ・総務省統計局「財源別地方教育費の推移」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001044948&cycode=0>
- ・内閣府 子ども・子育て本部 認定こども園ホームページ  
<http://www.youho.go.jp/>
- ・文部科学省「家計負担の現状と教育投資の水準」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpab200901/detail/1296707.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200901/detail/1296707.htm)

- ・文部科学省『平成26年度 文部科学白書』

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpab201501/1361011.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201501/1361011.htm)